

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	提出府省	ページ
11	小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し	厚生労働省	1
3	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し	内閣府	7
21	農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し	農林水産省	17
22	旧農地法に基づく国有農地等に関する制度及び運用の見直し	農林水産省	22
		法務省	34
23	宅地建物取引業法等に係る都道府県経由事務の廃止	国土交通省	38
24	不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県経由事務等の廃止	国土交通省	43
25	一級建築士免許等に係る都道府県経由事務の廃止及び申請窓口等の一本化	国土交通省	48
26	社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化	国土交通省	52
33	不動産の移転登記等に係る登録免許税の計算における評価額の電子情報の活用	法務省	59
34	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認方法の見直し	厚生労働省	64

小規模多機能型居宅介護の概要

定義

○「小規模多機能型居宅介護」は、利用者（要介護（支援）者）の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、居宅に訪問し、または拠点に通わせ、もしくは拠点に短期間宿泊させ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等や機能訓練を行うもの。

経緯

○「通い」を中心として、要介護（支援）者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。

利用者の自宅



在宅生活の支援

運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等による会議において、おおむね2月に1回以上、活動状況等について協議・報告・評価を行う。

外部の視点の評価による地域に開かれたサービス

サービスの質の確保

運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、一定の要件を満たす場合は、複数の事業所の合同開催が可能

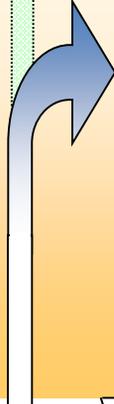
小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」



「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能にするサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。



「通い」を中心とした利用

様態や希望により、「泊まり」

（利用者）

1事業所の登録定員は29名以下
「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内（一定の要件を満たさず場合は最大18名）
「泊まり」の利用定員は「通い」の利用定員の3分の1～9名の範囲内

（人員配置）

介護・看護職員
日中：通いの利用者 3人に1人
+ 訪問対応1人
夜間：泊まりと訪問対応で 2人（1人は宿直可）
介護支援専門員 1人

（設備）

居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ
宿泊室は4.5畳程度でプライベートが確保できるしつらえ

要介護度別の月単位の定額報酬

小規模多機能型居宅介護の基準

必要となる人員・設備等

		本体事業所	サテライト型事業所
代表者		認知症の介護従事経験若しくは保健医療・福祉サービスの経営経験があり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者	本体の代表者
管理者		3年以上認知症の介護従事経験があり、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者 常勤・専従の者	本体の管理者が兼務可能
小規模多機能型居宅介護従業者	通いサービス	常勤換算方法で3：1以上	常勤換算方法で3：1以上
	日中	訪問サービス 常勤換算方法で1以上（他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）	1以上（本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）
	夜間	夜勤職員 時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）	時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）
	看護職員	宿直職員 時間帯を通じて1以上（随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されている場合、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。） 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。 本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
介護支援専門員		介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上

代表者・管理者・看護職員・介護支援専門員・夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は、本体との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができる。

サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の設備・運営基準

サテライト型事業所の 本体となる事業所	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること、又は、登録者数が当該 本体事業所において定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること 												
本体1に対するサテライト 型事業所の箇所数	<ul style="list-style-type: none"> 最大2箇所まで 												
本体事業所とサテライト型 事業所との距離等	<ul style="list-style-type: none"> 自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離 本体事業所と同一建物や同一敷地内は不可 												
サテライト型事業所の 設備基準等	<ul style="list-style-type: none"> サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問機能は必要 本体の空床状況や利用者の心身の状況に配慮した上で、サテライト型事業所の 利用者が本体事業所に宿泊することも可能 本体の訪問スタッフが、サテライト型利用者に訪問することも可能 												
指定	<ul style="list-style-type: none"> 本体、サテライト型事業所それぞれが受ける 医療・介護・福祉サービスについて3年以上の実績を有する事業者であること あらかじめ市町村に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聴くこと 												
登録定員等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本体事業所</th> <th>サテライト型事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録定員</td> <td>29人まで</td> <td>18人まで</td> </tr> <tr> <td>通いの定員</td> <td>登録定員の1/2～18人まで</td> <td>登録定員の1/2～12人まで</td> </tr> <tr> <td>泊まりの定員</td> <td>通い定員の1/3～9人まで</td> <td>通い定員の1/3～6人まで</td> </tr> </tbody> </table>		本体事業所	サテライト型事業所	登録定員	29人まで	18人まで	通いの定員	登録定員の1/2～18人まで	登録定員の1/2～12人まで	泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで
	本体事業所	サテライト型事業所											
登録定員	29人まで	18人まで											
通いの定員	登録定員の1/2～18人まで	登録定員の1/2～12人まで											
泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで											
介護報酬	<ul style="list-style-type: none"> 通常の小規模多機能型居宅介護の介護報酬と同額 												

本体事業所の登録定員が26人以上の事業所について、居間及び食堂を合計した面積が「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている」場合には、通いの定員を18人以下とすることができる。

サテライト型事業所の本体については、通い・泊まり・訪問機能を有する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所とし、本体との円滑な連携を図る観点から、箇所数及び本体との距離等について一定の要件を課す。

サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問機能を提供することとするが、宿泊サービス・訪問サービスについては、効率的に行うことを可能とする。

小規模多機能型居宅介護支援事業の定員に関する規定について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第66条に定員に関する規定が置かれている。

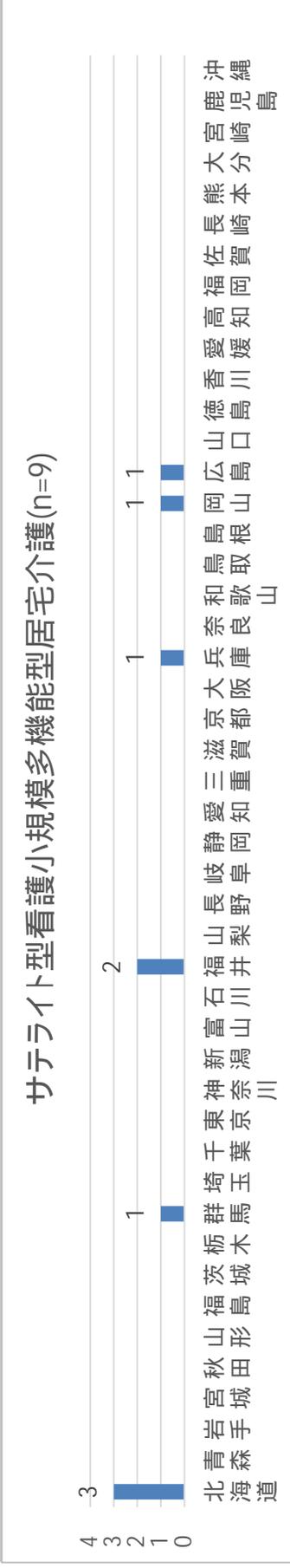
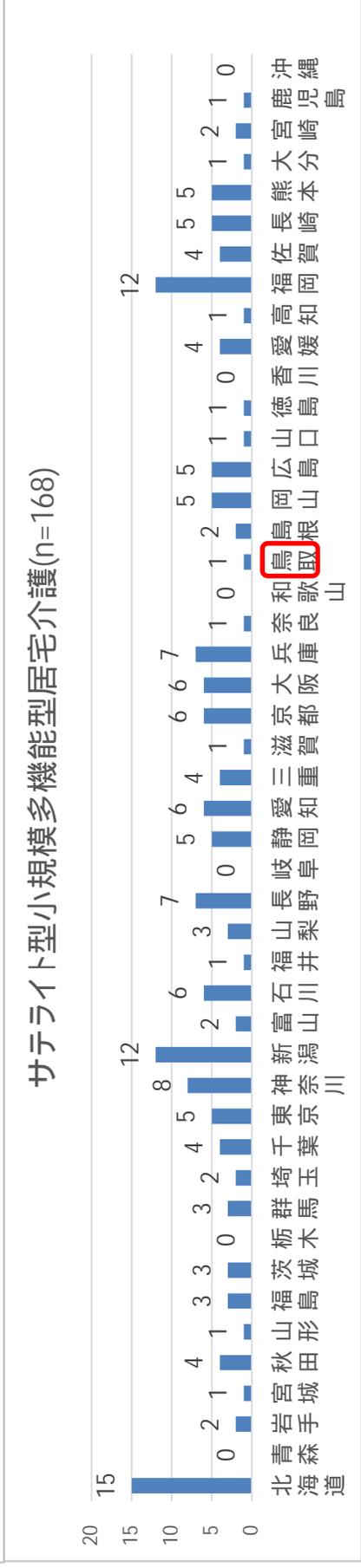
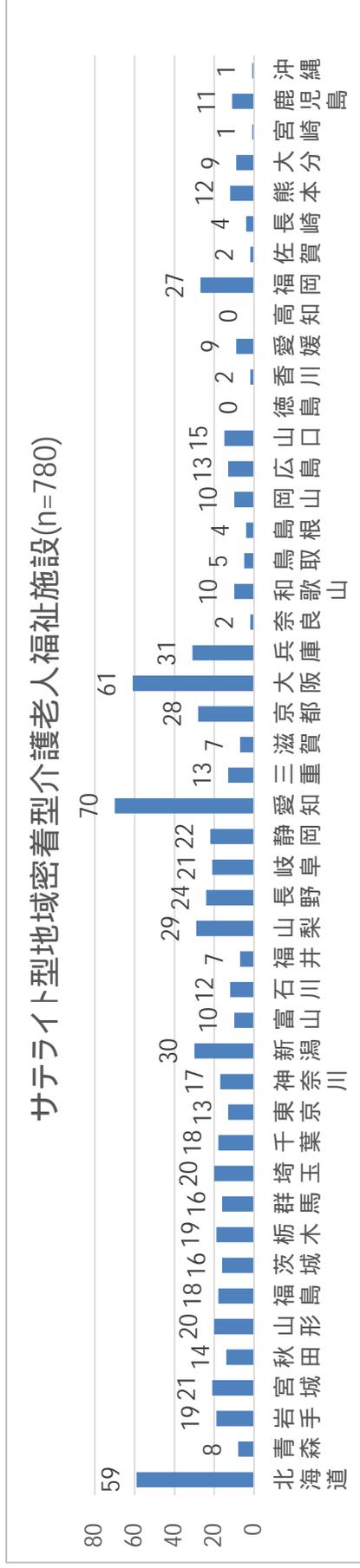
	本体事業所	サテライト事業所
登録定員	29人まで	18人まで
通いの定員	登録定員の1/2～15人まで()	登録定員の1/2～12人まで
泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで

登録定員が25名を超える場合は、登録定員に応じて、通いの定員を次の表のとおりとすることが出来る。

登録定員	通いの定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(参考) サテライト型施設・事業所数(都道府県別)

サテライト事業所は都市部に限らず全国に所在している。



(注)介護保険総合データベースの任意集計(令和2年2月サービス提供分)。介護予防・短期利用は除く。

幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し (管理番号28)

ヒアリング説明資料

令和2年8月6日

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けられます。

- ① 就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ② 子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の種類

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成31年4月1日現在))

園数	(内訳)							
	幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型	
	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31
7,208 H30 (6,160)	5,137 (4,409)	1,104 (966)	897 (720)	70 (65)				

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成31年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H30	H31		H30	H31		H30	H31
	北海道	344		408	石川県		180	224
青森県	260	287	福井県	107	123	広島県	134	169
岩手県	81	95	山梨県	64	70	山口県	53	60
宮城県	44	59	長野県	68	77	徳島県	54	60
秋田県	89	94	岐阜県	101	130	香川県	46	67
山形県	75	85	静岡県	247	274	愛媛県	74	84
福島県	90	105	愛知県	169	208	高知県	34	36
茨城県	198	215	三重県	40	55	福岡県	112	132
栃木県	116	129	滋賀県	85	97	佐賀県	74	85
群馬県	206	229	京都府	77	108	長崎県	135	154
埼玉県	93	119	大阪府	573	655	熊本県	133	148
千葉県	145	178	兵庫県	463	509	大分県	127	143
東京都	129	145	奈良県	60	71	宮崎県	178	192
神奈川県	140	187	和歌山県	52	58	鹿児島県	198	228
新潟県	152	197	鳥取県	40	45	沖縄県	79	129
富山県	103	116	島根県	52	58	合計	6,160	7,208

認定こども園数の推移



(平成31年4月1日現在)

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について

設置パターン別の基準

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
<p>【新設】のパターン 新規に新たな幼保 連携型認定こども園 を設置する場合</p>	<p>・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。</p>	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の子どもは学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。 ・職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1、1・2歳児6:1、乳児3:1 <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(2学級以上の場合320㎡+1学級につき100㎡増) ・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人) <p>〈園庭の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園庭は園舎と同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 <ul style="list-style-type: none"> ①満2歳の子どもについて保育所基準(3.3㎡/人) ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級以上の場合400㎡+1学級につき80㎡増)と保育所基準(3.3㎡/人)のいずれか大きい方 <p>※代替地は面積算入不可。</p> <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。 ・原則自園調理。満3歳以上は従前の保育所と同じ要件により外部搬入可。

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
<p>【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン <u>既設の幼稚園又は保育所を</u> <u>基に、新たな幼保連携型認定</u> <u>こども園を設置する場合</u></p>	<p>・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、移行特例を設けている。</p>	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(2学級以上の場合320㎡+1学級につき100㎡増)で可。 <p>〈園庭の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級以上の場合400㎡+1学級につき80㎡増)で可(満2歳児に係る面積については代替地で可)。 ・保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上3.3㎡/人)で可。

幼保連携型認定こども園の園庭、幼稚園の運動場、及び保育所の屋外遊技場の基準

項目	幼保連携型認定こども園の園庭	幼稚園の運動場	保育所の屋外遊技場
園庭、運動場、屋外遊技場の面積の基準	以下の一及び二の面積を合算した面積 一 以下のイ又はロの面積のうちいずれか大きい方の面積 イ 学級数が2学級以下の場合： $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$ 学級数が3学級以上の場合： $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$ ロ 満3歳以上の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$ 二 満2歳児の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$	学級数が2学級以下の場合： $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$ 学級数が3学級以上の場合： $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$	満2歳以上の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$
園庭、運動場、屋外遊技場の位置	園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けること	園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けること	保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所(近隣の公園など)で可

幼保連携型認定こども園の園庭の面積基準及び移行特例

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)

(園庭の面積基準)

第六条

- 1 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。
- 2～4 (略)
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 (略)
- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	2学級以下	3学級以上
面積(㎡)	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- 3. 3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
- ニ 3. 3㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(幼稚園からの移行特例)

附則第4条第1項

施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項及び第七項並びに第七条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

上欄	中欄	下欄												
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第6条第7項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(㎡)	二学級以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(㎡)	二学級以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)
学級数	面積(㎡)													
二学級以下	330+30×(学級数-1)													
三学級以上	400+80×(学級数-3)													
学級数	面積(㎡)													
二学級以下	330+30×(学級数-1)													
三学級以上	400+80×(学級数-3)													
	<p>ロ 3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>													

(保育所からの移行特例)

附則第4条第2項

施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの)に限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

上欄	中欄	下欄						
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第6条第7項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>330+30× (学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80× (学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(㎡)	二学級以下	330+30× (学級数-1)	三学級以上	400+80× (学級数-3)	<p>一 3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積(㎡)							
二学級以下	330+30× (学級数-1)							
三学級以上	400+80× (学級数-3)							

(移行特例において「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積につき代替地を園庭の面積として算入することができる要件)

附則第4条第3項

施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六条第七項第一号の面積以上の面積のもの)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。